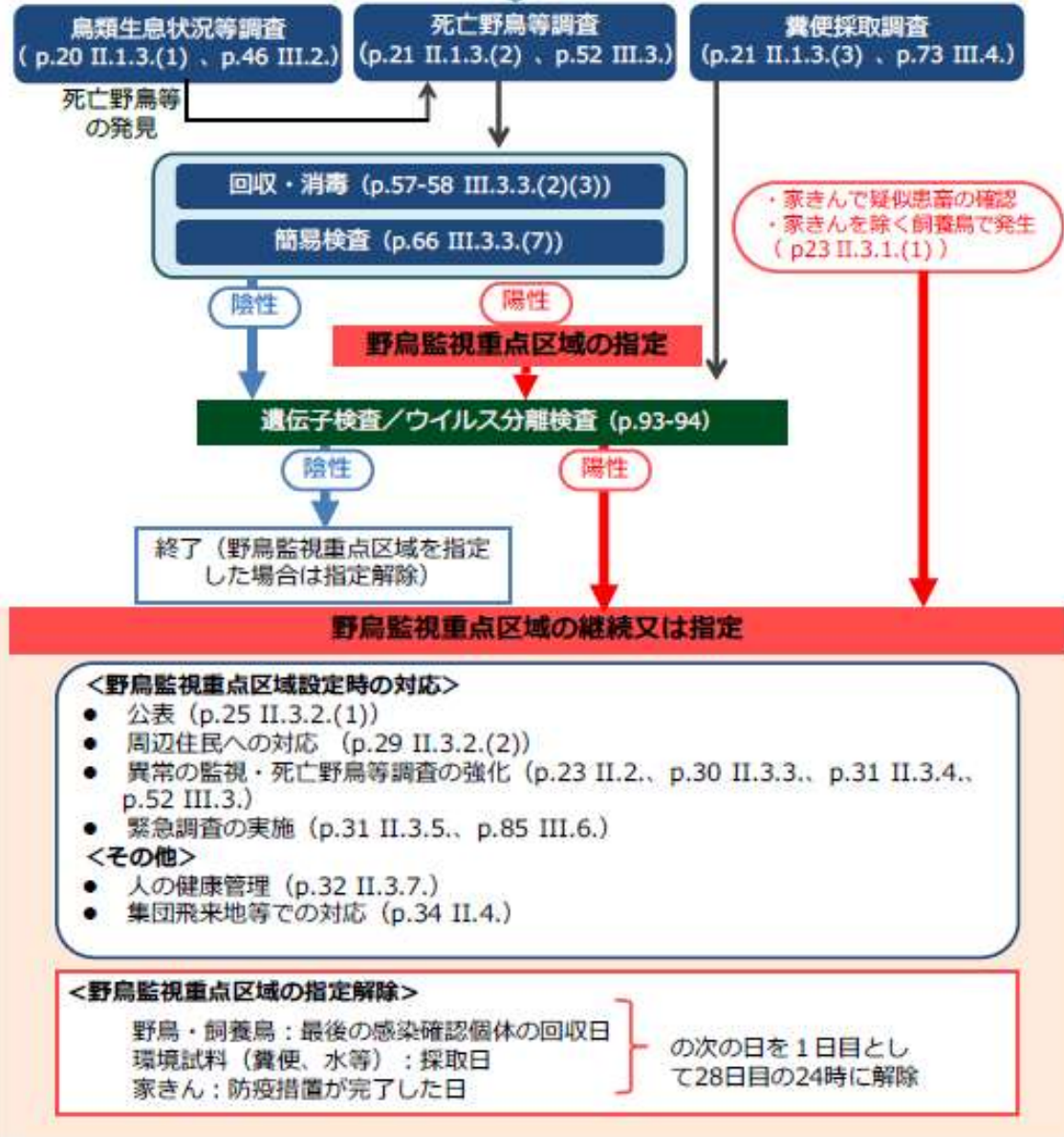


Ⅱ. 高病原性鳥インフルエンザに備えて（対応編）

野鳥のサーベイランスと発生時対応

※本県のマニュアルでは3羽以上

対応レベル (全国)	検査優先種 1	検査優先種 2	検査優先種 3	その他の種
レベル1 通常時	1羽以上	3羽以上	5羽以上	5羽以上
レベル2 国内単一箇所や近隣諸国での発生時	1羽以上	2羽以上	5羽以上	5羽以上
レベル3 国内複数箇所や近隣諸国での発生時	1羽以上	1羽以上	3羽以上	5羽以上



※ () は国の対応技術マニュアルの該当項目を示す

野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る検査等の流れ



※1：高病原性鳥インフルエンザウイルスの亜型の確定について

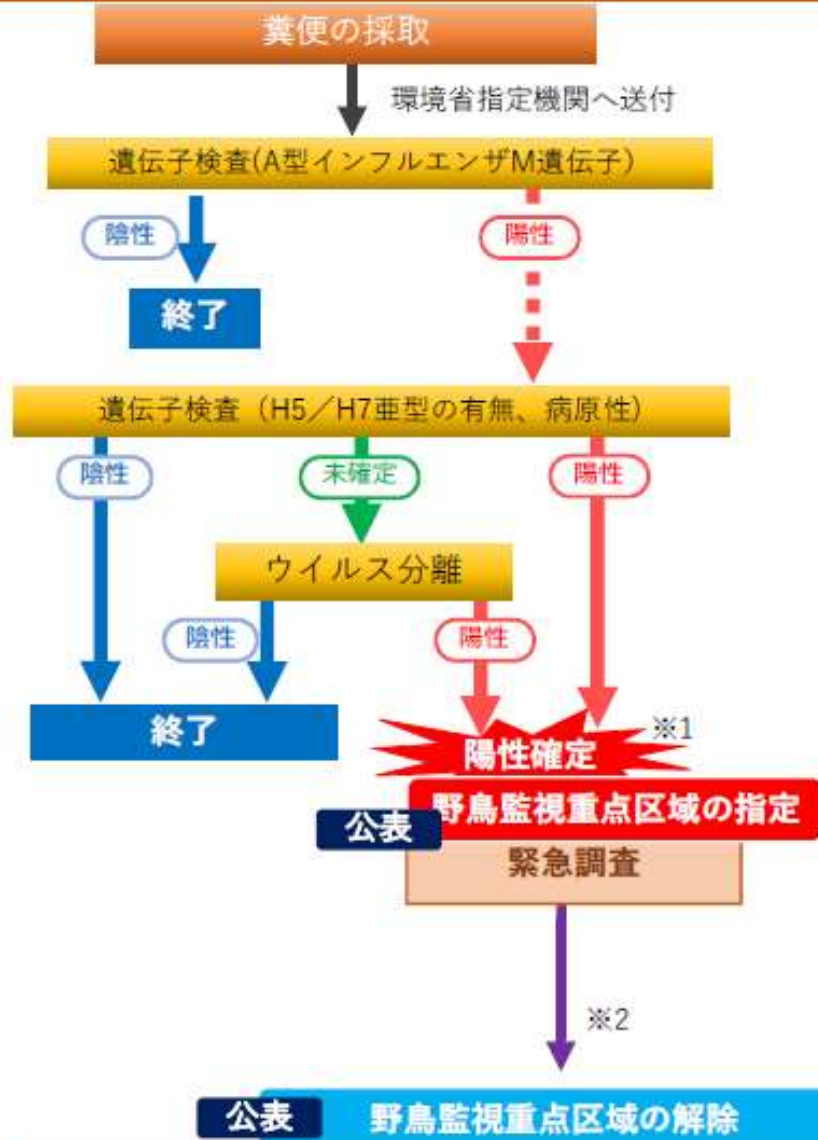
- ・ウイルスの系統などを把握するため、研究機関において検査を実施。
- ・公表については、野鳥監視重点区域の解除に係る公表時に併せて行うことを想定。

※2：野鳥監視重点区域の解除について

- ・野鳥・飼養鳥：最後の感染確認個体の回収・発見日
 - ・環境試料（糞便、水等）：採取日
 - ・家さん：防疫措置が完了した日
- の次の日を1日目として、28日目の24時に解除

野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る検査等の流れ

糞便採取調査



※1：高病原性鳥インフルエンザウイルスの亜型の確定について

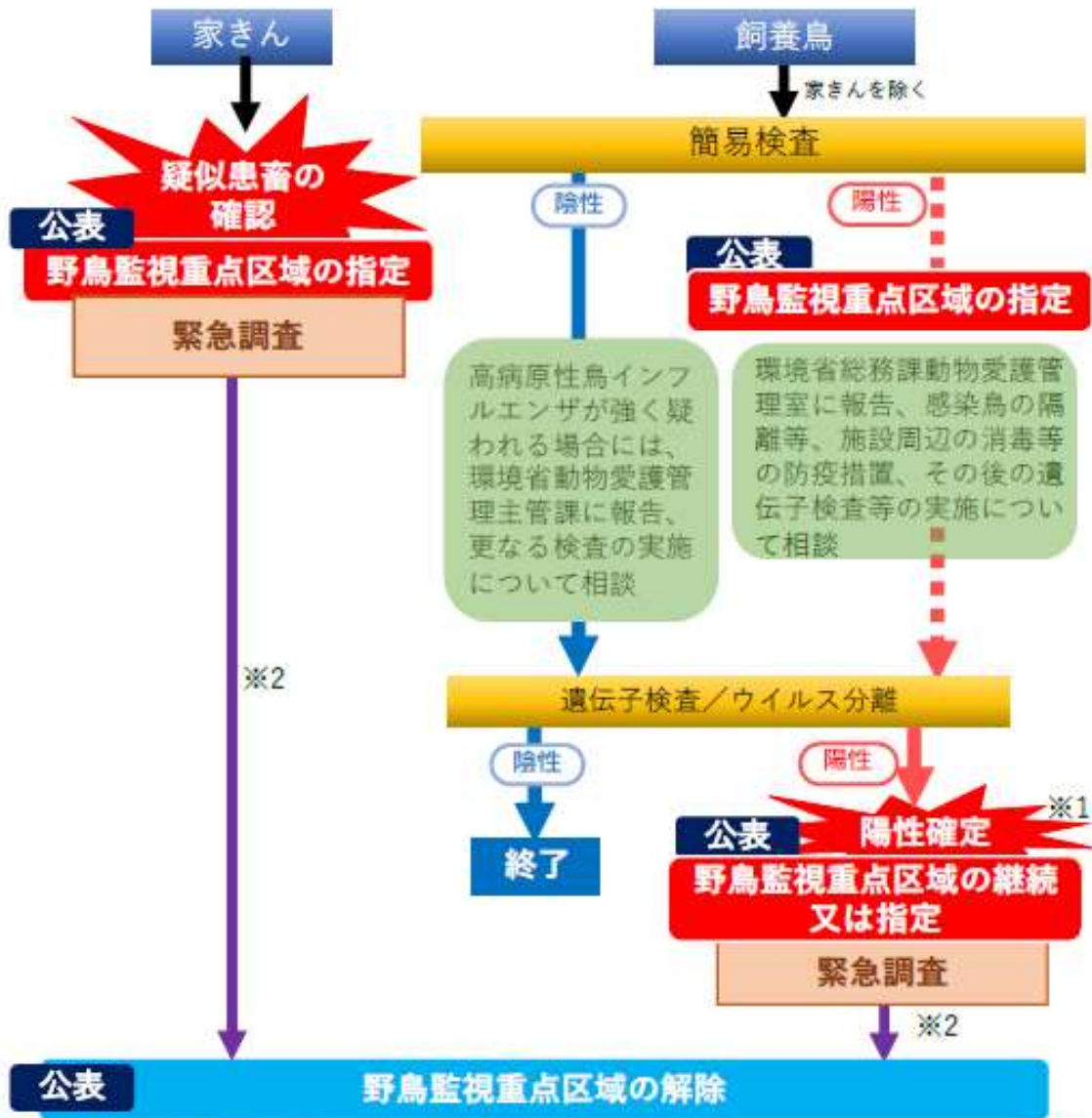
- ・ウイルスの系統などを把握するため、研究機関において検査を実施。
- ・公表については、野鳥監視重点区域の解除に係る公表時に併せて行うことを想定。

※2：野鳥監視重点区域の解除について

- | | | |
|---|---|-------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・野鳥・飼養鳥：最後の感染確認個体の回収・発見日 ・環境試料（糞便、水等）：採取日 ・家きん：防疫措置が完了した日 | } | の次の日を1日目として、28日目の24時に解除 |
|---|---|-------------------------|

野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る検査等の流れ

家きん及び飼養鳥での疑い事例発生時



※1：高病原性鳥インフルエンザウイルスの亜型の確定について
 ・ウイルスの系統などを把握するため、研究機関において検査を実施。
 ・公表については、野鳥監視重点区域の解除に係る公表時に併せて行うことを想定。

※2：野鳥監視重点区域の解除について
 ・野鳥・飼養鳥：最後の感染確認個体の回収・発見日
 ・環境試料（糞便、水等）：採取日
 ・家きん：防疫措置が完了した日
 } の次の日を1日目として、28日目の24時に解除

II. 1. 通常時の対応（対応レベル1）

II. 1. 1. 情報収集

高病原性鳥インフルエンザの発生に迅速に対応するためには、日常的な情報収集が不可欠である。鳥獣行政担当部局は日常的に、渡り鳥の飛来状況や鳥類相等の野鳥の生息状況を把握しておく必要がある。過去に県内で確認された鳥類リスト等の文献を収集し、渡りの区分（留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥等）や渡りの時期、主な飛来地等について整理しておく。また、NPO等が実施している地元の探鳥会の情報やその他、水鳥センターやビジターセンター等が当該施設やその周辺に出現した鳥類を定期的に記録している場合は、それらの情報を収集し、整理しておく。さらに、渡り鳥の飛来地や公園等における組織的な餌付けや給餌、放し飼いの状況等についても、情報把握に努め、得られた情報を整理しておく。

また、野生鳥獣の疾病の発生や死亡等に関する情報を収集、把握しておくことも有用である。野鳥は様々な原因で衰弱、死亡するため、野鳥における「異常」については、通常時にどの程度死亡野鳥が確認されているかなどのデータ蓄積がなければ、その判断が難しい。高病原性鳥インフルエンザウイルス感染による野鳥の異常死の情報をいち早く発見するためには、日頃から衰弱や死亡の状況についても情報収集し、記録しておく必要がある。保護収容施設等（鳥獣保護センター等）や傷病鳥獣の救護を委託している獣医師等から情報を収集する他、一般市民からも情報が受け取れるような窓口を設置し、連絡先を広報しておくことが望ましい（p. 22 図II-1参照）。これらの情報収集には、市町村等、大学や研究機関、鳥類標識調査員（バンダー）や野鳥の会等の団体、民間会社等とも協力・連携する必要がある。

近隣諸国など、海外における高病原性鳥インフルエンザの発生についても、環境省や農林水産省の情報を留意し、普段から意識して情報収集に努める必要がある。

II. 1. 2. 普及啓発

情報発信

基本指針で示されているように、鳥獣行政担当部局には、鳥獣に関わる感染症について、国民や地域住民に対して適切な理解を促すような普及啓発を行う等の役割が求められている。このため、収集した情報を必要に応じてわかりやすく発信する必要がある。

餌付けや給餌の見直し

平成28年度（2016年度）の発生では、餌付けや給餌により多数の水鳥が密集している場所で感染の続発がみられた。基本指針（p. 20参考3）でも示されているように、鳥獣への安易な餌付けは防止する必要がある。本県では平成20年春に十和田湖畔でオオハクチョウから高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されたことを契機に、これまで各市町村を通じて県民に野鳥への餌付け自粛の協力をお願いしているが、引き続き餌付け自粛を継続することとする。

参考3 鳥獣への安易な餌付けの防止等

(鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針 I 第六七)

希少種保護等を目的としたものを除く鳥獣への安易な餌付けは、人の与える食物への依存や人馴れが進むこと等による人身被害及び農作物被害や、市街地出沒の一因にもなることに加え、個体間の接触機会が増加することにより野生鳥獣間で伝播する感染症の拡大を招くとともに、餌付けを行った者と野生鳥獣間での感染症の伝播の要因等となり、生態系や鳥獣の保護及び管理への影響を生じさせるおそれがある。

このため、国及び都道府県は希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な事例を除き、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣被害の発生状況を踏まえて、鳥獣への安易な餌付けの防止についての普及啓発等に積極的に取り組む。

希少鳥獣の保護のために行われる給餌についても、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながらないように十分に配慮した上で実施する。

II. 1. 3. 野鳥のサーベイランスの実施

通常時から野鳥のサーベイランスを実施する。サーベイランスには通年実施する鳥類生息状況等調査と死亡野鳥等調査、10月から12月の間に飛来状況に応じて実施する糞便採取調査がある。各調査の準備、実施の詳細については、調査編（p. 41～）参照。

(1) 鳥類生息状況等調査

鳥類生息状況調査（調査方法はp. 46参照）では野鳥の生息状況や異常の有無について、情報収集の他に日常的に巡視等により異常の監視を行い、記録しておくことが望ましい。巡視では野鳥の多い時期や場所を把握し、生息種を識別、確認する。また、衰弱又は死亡している野鳥の発見に努め、日時や種、状況などを記録する。なお、生息状況に関する情報が少ない場合には、概数調査等の渡り鳥飛来状況・鳥類相調査を実施して通常時のデータを取っておくと異常の有無の判断に役立つ。

(2) 死亡野鳥等調査

死亡野鳥等調査（調査方法はp. 51参照）の実施に際しては、調査体制を確立しておく必要がある。野鳥の死亡個体や衰弱個体の情報を受け付け、なるべく死亡個体等（衰弱個体を含む）を回収し、検査材料の採取、検査機関への送付を行う。役割分担を明確にし、必要に応じて他部局とも連携しながら、万一、高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染があった場合でもそれを拡大させることのないよう、確実に実施することが望まれる。

死亡野鳥等調査では、死亡野鳥の種類と死亡数に応じて（p. 7表I-2及びp. 8表I-3）、死亡個体等を回収してウイルス保有状況の調査を実施する。死亡数は原則として同一場所（おおむね見渡せる範囲を目安とする）で3日間以内の死亡個体等の数とする。対応レベル1の通常時では、ハクチョウ類など感染して死亡する確率の高い種（検査優先種1）の死亡個体等については3羽から、マガモ等の検査優先種2については3羽以上の死亡等が認められた場合、

検査優先種1、2以外のカモ類やカモメ類等の検査優先種3及びその他の種については5羽以上の死亡等が認められた場合を基本として、ウイルス保有状況調査を実施する。なお、検査優先種の区分にかかわらず、重度の神経症状を呈しているなど、感染が強く疑われる場合には1羽でも検査を実施する。また、発生地周辺では検査優先種の区分にかかわらず検査を強化するなどの対応を検討すること。

(3) 糞便採取調査

糞便採取調査（調査方法はp.75参照）は、野鳥が死亡せずにウイルスを国外から持ち込む場合の早期発見を目的として実施する。毎年各地域の渡り鳥の飛来初期にあたる時期（10月～12月）に1回以上（それ以上は任意で採取）、集団渡来地等で水鳥類の糞便を採取し、ウイルス保有状況の調査を実施する。

II. 1. 4. 危機管理体制の構築

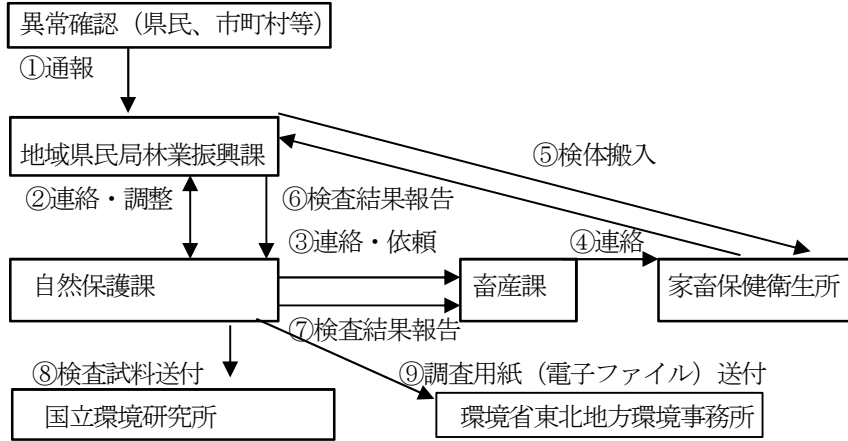
高病原性鳥インフルエンザウイルスは野鳥、家きん及び飼養鳥に感染して死亡させるほか、人にも感染する可能性があり、国、都道府県、市町村における鳥獣行政担当部局、家畜衛生部局、保健衛生部局、動物愛護管理部局等の連携が不可欠である。

家きんと野鳥で同時に高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、家畜保健衛生所は家きんの防疫対策に専念するため、野鳥に関する回収地点の消毒や住民対応等については、鳥獣行政担当部局等が主体となり迅速に対応しなければならない。高病原性鳥インフルエンザウイルス感染が原因と考えられる野鳥の大量死が発生した場合は、大量の死亡個体の処分に関し、廃棄物処理担当部局の協力も必要となる。

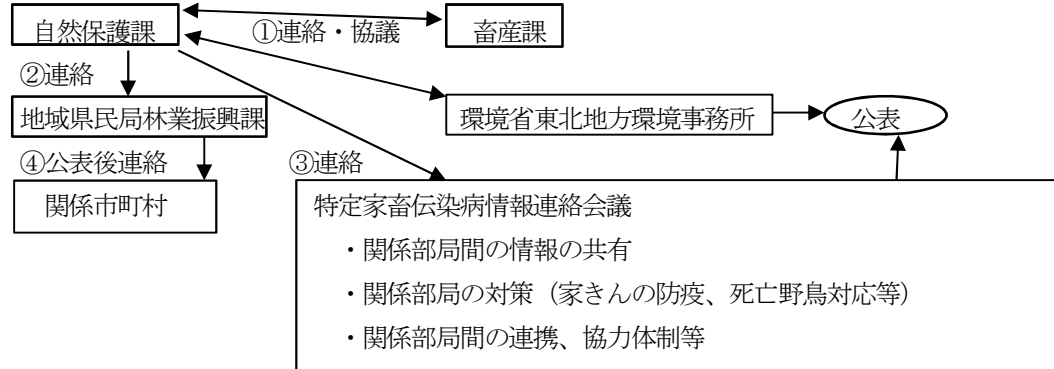
このような必要性から、鳥獣行政担当部局等は県内の高病原性鳥インフルエンザ防疫演習に積極的に参加し、野鳥に関する情報を提供し、関係行政部局間の連携を強める必要がある。さらにそうした場を利用して、防疫措置等の情報を得るように努める。

また、野鳥における発生に限らず、家きんの発生においても情報提供を受けられるよう、高病原性鳥インフルエンザの発生時における緊急連絡網を県内の関係行政部局間で整備しておく必要がある（p.22 図II-1）。さらに、環境省や農林水産省、厚生労働省など国の機関との連絡体制も、休日対応を含めて整理、整備しておく。

<簡易検査陰性の場合>



<簡易検査陽性の場合>



図Ⅱ－１ 野鳥異常死対応フロー (イメージ)

II. 2. 発生時の対応（対応レベル2～3）

情報収集と普及啓発の強化

通常時と同様の情報収集、普及啓発に加え、国内で高病原性鳥インフルエンザの発生等があった場合は、発生状況に関する情報収集、情報発信に努める。

異常の監視及び死亡野鳥等調査の強化

高病原性鳥インフルエンザは短期間に広範囲の地域で発生がみられることが多い。このため国内で高病原性鳥インフルエンザの発生があった場合には、本県においても野鳥の異常の監視を強化し、巡視や聞き取りの頻度を上げたり範囲を拡大したりする。死亡野鳥等調査は以下のように対象を拡大する。各調査の準備、実施の詳細については、調査編参照。

◆ 死亡野鳥等調査—対応レベル2

国内で高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合（国内単一箇所発生時）には、検査優先種1は1羽の、マガモなど検査優先種2は同一場所で2羽以上の死亡個体等が発見された場合にウイルス保有状況の検査対象とするよう、死亡野鳥等調査の対象範囲を拡大する。検査優先種3及びその他の種は対応レベル1と同様の対応とする（p. 7表I-2及びp. 8表I-3参照）。

◆ 死亡野鳥等調査—対応レベル3

国内単一箇所発生から28日間以内に国内の他の箇所において、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合（国内複数箇所発生時）には、監視強化と併せて、全国的に死亡野鳥等調査の対象を拡大し、検査優先種2も1羽から検査対象とする他、検査優先種3についても同一場所で3羽以上の死亡個体等が発見された場合に検査する。その他の種は対応レベル1、2と同様の対応とする（p. 7表I-2及びp. 8表I-3参照）。

II. 3. 発生地での対応（野鳥監視重点区域）

II. 3. 1. 野鳥監視重点区域の指定と解除

(1) 指定

環境省は以下の場合に、当該糞便が採取された、又は当該死亡野鳥等が回収された場所を中心とする半径10kmを野鳥監視重点区域に指定し、監視を強化する（概要編p. 5参照）。

*国内で野鳥における高病原性鳥インフルエンザの発生が認められた段階：糞便採取調査又は死亡野鳥等調査、あるいは大学・研究機関等の調査で採取した環境試料（糞便、水等）等の検査において、高病原性鳥インフルエンザウイルス（遺伝子を含む。）が検出された場合

*国内で野鳥における高病原性鳥インフルエンザの発生が見込まれた段階：死亡野鳥等調査において、簡易検査が陽性となった場合、又はA型インフルエンザウイルスM遺伝子が確認された場合

*家さん及び飼養鳥で高病原性鳥インフルエンザの疑い事例（疑似患者の確認や簡易検査陽性等）が発生した場合（発生地を中心として半径10kmを指定）

なお、近隣国で発生があり、そこから我が国に渡り鳥が飛来する可能性が考えられ、かつ我が国への渡来先が限定的な場合にも、必要に応じて同様に野鳥監視重点区域を指定する。

(2) 解除

死亡野鳥等調査で、簡易検査陽性で野鳥監視重点区域を指定した後、又は遺伝子検査でA型インフルエンザウイルスM遺伝子が検出されて野鳥監視重点区域を指定した後に、遺伝子検査又はウイルス分離検査の結果、陰性（高病原性鳥インフルエンザウイルスは検出されない。）が確定した場合には、野鳥監視重点区域は直ちに解除する。

発生が確定された場合は、野鳥監視重点区域を指定後、以下を1日目として28日目の24時に解除する。

＊野鳥及び飼養鳥の場合は最後の感染確認個体の回収日の翌日

＊家きんの場合は防疫措置完了日の翌日

＊環境試料（糞便、水等）の場合は採取日の翌日

複数発生で野鳥監視重点区域の円が少しでも重なる場合は、原則として最後の区域（円）が解除されるときに同時に解除することとする。

なお、遺伝子検査（H5/H7亜型の有無、病原性）もしくはウイルス分離検査により発生が確定した後に、ウイルスの性状解析のために各検査機関においてウイルス分離検査を実施する場合がある。この検査で高病原性鳥インフルエンザウイルスが分離されなかった場合でも、遺伝子検査の結果は国内に高病原性鳥インフルエンザウイルスが侵入したことを示唆していることから、継続して監視するため、野鳥監視重点区域は継続する。また、この時のウイルス分離検査の結果については野鳥監視重点区域の解除に係る公表時に参考情報として、併せて公表する。

FAQ ???

Q：野鳥監視重点区域の指定を28日間とした理由は何ですか。

A：人の管理下にある家きんとは異なり、野鳥では初発個体が回収された後も感染が連鎖的に確認されることが想定されます。例えば、回収個体か

ら、回収直前に別の個体が感染していたと想定すると、その個体が発症するまで最大14日間（国際獣疫事務局の定める潜伏期間）かかる可能性があります。野外での野鳥の感染では不確定要素が多いことから、さらに警戒期間として潜伏期間の日数と同じ14日間を加えて、28日間としました。もし回収個体から次の感染が起きていれば、この間に新たな感染個体が発見されることが想定される期間です。

Ⅱ. 3. 2. 公表

(1) 公表

環境省は、国内における野鳥の高病原性鳥インフルエンザの発生等の情報（簡易検査陽性の場合も含む）を確認した場合は、発生地点の情報（原則として、市町村名までとする）、陽性となった野鳥の情報、野鳥監視重点区域の指定状況、野鳥緊急調査の実施状況等について、全国の情報を取りまとめて公表する。公表については、県と調整の上、原則として同時に行う。

発生状況の指標として、発生件数は、「発生都道府県数」と「陽性となった野鳥数、環境試料（糞便、水等）数の合計」で表すものとする。

(例) 5県で発生し、陽性死亡野鳥3件、陽性糞便試料2件の場合→5県5件

簡易検査が陽性の段階で公表する場合は、病原性の高低が未確定であり、遺伝子検査で未確定となる場合もあることを明記する。簡易検査が陽性で遺伝子検査が未確定となった場合は、引き続きウイルス分離検査を実施することを公表する。

非営業日の公表については、野鳥監視重点区域の指定期間中に発生した事例については緊急性が低いことから、原則として、翌営業日に発表することとする。また、同一地域で同じ種において継続的に発生が見られる場合は、野鳥監視重点区域において野鳥の監視を継続して実施していることから、簡易検査等の結果はホームページ上で公開し、遺伝子検査又はウイルス分離検査で高病原性鳥インフルエンザウイルスを確認した場合のみ発表することとする。

なお、過去には報道関係者によって感染が拡大したと疑われる事例もあることから、取材のための現地への立入は自粛を要請する。現地報道機関より監視や調査の映像や写真を要望された場合には、県から提供することを基本とする。

① 〈簡易検査陽性時の公表文例〉

青森県の死亡野鳥におけるA型鳥インフルエンザウイルス簡易検査陽性について

○月○日に青森県○市で回収された○○1羽の死亡個体について、青森県が簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルス陽性反応が出ました。

このため、環境省により回収地点の周辺10km圏内が野鳥監視重点区域に指定され、野鳥の監視を強化します。

今後、環境省が、遺伝子検査を○○において実施する予定です。遺伝子検査には○日程度かかります。なお、現時点では、簡易検査によりA型鳥インフルエンザウイルスが確認されたものであり、病性は未確定で、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたわけではありません。遺伝子検査の結果、低病原性のウイルス確認や、陰性となることもあります。未確定となった場合はさらにウイルス分離検査が実施されます。

1. これまでの経緯：
2. 今後の対応について：遺伝子検査又はウイルス分離検査の結果、高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されない場合は、野鳥監視重点区域は解除されます。
3. 取材について：現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐため、厳に慎むようお願いいたします。

② 〈簡易検査陽性後、遺伝子検査（A型インフルエンザウイルスM遺伝子）陽性時の公表文例〉

青森県の死亡野鳥における遺伝子検査 （A型鳥インフルエンザウイルスM遺伝子）陽性について

○月○日に青森県○市で回収され、簡易検査陽性であった○○1羽の死亡個体について、遺伝子検査の結果A型鳥インフルエンザウイルスM遺伝子が検出されたことについて、環境省から連絡がありましたのでお知らせします。

この報告を受け、環境省により回収地点の周辺10km圏内が野鳥監視重点区域に指定され、野鳥の監視を強化します。

今後、環境省が、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5/H7亜型）遺伝子検査を○○において実施する予定です。検査には○日程度かかります。なお、現時点では、A型鳥インフルエンザウイルスが確認されたものであり、病性は未確定で、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたわけではありません。高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5/H7亜型）遺伝子検査の結果、低病原性のウイルス確認や、未確定となることもあります。未確定となった場合はさらにウイルス分離検査が実施されます。

1. これまでの経緯：
2. 今後の対応について：高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5/H7亜型）遺伝子検査又はウイルス分離検査の結果、高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されない場合は、野鳥監視重点区域は解除されます。
3. 取材について：現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐため、厳に慎むようお願いいたします。

③ 〈遺伝子検査（H5/H7亜型の有無、病原性）陽性時の公表文例〉

青森県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス遺伝子検査陽性について

○月○日に青森県○市で回収された○○1羽の死亡個体から、○月○日に高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5/H7亜型）の遺伝子が検出されたことについて、環境省から連絡がありましたのでお知らせします。高病原性鳥インフルエンザウイルス自体が検出されたわけではありませんが、遺伝子が検出されたことから、高病原性鳥インフルエンザの発生として対応レベルを引き上げ、緊急調査を実施します。

1. これまでの経緯：
2. 検査結果：○○における遺伝子検査の結果、H5/H7亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルスの遺伝子を検出
3. 今後の対応について：環境省により○月○日に野鳥監視重点区域に指定された個体確認地点の周辺10km圏内について引き続き、野鳥の監視を強化しています。
環境省と調整の上、野鳥監視重点区域内における野鳥でのウイルスの感染範囲の状況把握、感染源の推定や更なる感染拡大を防止するための基礎情報を得ることを目的とした緊急調査（鳥類調査、死亡野鳥調査等）を実施する予定です。
4. 取材について：現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐため、厳に慎むようお願いします。

④ 〈遺伝子検査未確定後、ウイルス分離検査陽性時の公表文例〉

青森県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス分離検査陽性について

○月○日に青森県○市で回収され、遺伝子検査で未確定となった○○1羽の死亡個体について、ウイルス分離検査を実施したところ、H5（H7）（NO）亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されたことが環境省から連絡されましたので、お知らせします。高病原性鳥インフルエンザウイルス自体が検出されたことから、高病原性鳥インフルエンザの発生として対応レベルを引き上げ、緊急調査を実施します。

1. これまでの経緯：
2. 検査結果：○○におけるウイルス分離検査の結果、H5（H7）（NO）亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されました。
3. 今後の対応について：環境省により○月○日に野鳥監視重点区域に指定された個体確認地点の周辺10km圏内について引き続き、野鳥の監視を強化しています。
環境省と調整の上、野鳥監視重点区域内における野鳥でのウイルスの感染範囲の状況把握、感染源の推定や更なる感染拡大を防止するための基礎情報を得ることを目的とした緊急調査（鳥類調査、死亡野鳥調査等）を実施する予定です。
4. 取材について：現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐため、厳に慎むようお願いします。

⑤ 〈遺伝子検査（H5/H7亜型の有無、病原性）陰性時の公表文例〉

青森県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス遺伝子検査陰性について

○月○日に青森県○市で回収され、簡易検査陽性/簡易検査陰性及び遺伝子検査（A型鳥インフルエンザウイルスM遺伝子）陽性となった○○1羽の死亡個体について、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5/H7亜型）遺伝子検査を実施したところ、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5/H7亜型）遺伝子は検出されなかった旨の報告がありました。

このため、環境省により○月○日に指定された野鳥監視重点区域は解除されます。

1. これまでの経緯：
2. 今後の対応について：野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、引き続き「対応レベル○」であり、全国での野鳥の監視強化を継続します。

⑥ 〈遺伝子検査未確定後、ウイルス分離検査陰性時の公表文例〉

青森県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス分離検査陰性について

○月○日に青森県○市で回収され、簡易検査で陽性、遺伝子検査で未確定となった○○1羽の死亡個体について、ウイルス分離検査を実施したところ、高病原性鳥インフルエンザウイルスは検出されなかった（その他の鳥インフルエンザウイルス（HON○亜型）が検出された）旨の報告がありました。

このため、環境省により○月○日に指定された野鳥監視重点区域は解除されます。

1. これまでの経緯：
2. 今後の対応について：野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、引き続き「対応レベル○」であり、全国での野鳥の監視強化を継続します。

(2) 公表後の周辺住民への対応

高病原性鳥インフルエンザと確定され、公表した後は、速やかに周辺住民に情報提供を行い、注意喚起する必要がある。

また、高病原性鳥インフルエンザの発生時には、自宅や学校等に飛来する野鳥が高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染しているのではないかと、野鳥との接し方をどのようにすればよいのかなど、地域住民は様々な不安を抱くことが想定される。無用な混乱を防ぐため、環境部局、家畜衛生部局及び保健衛生部局は協力して臨時相談窓口等を設置し、住民の相談に対応することが望ましい。

本疾患は本来鳥の疾患であり、人への感染はまれであることや野鳥との接し方など、基本的な知識（下記例参照）を迅速かつ適切に提供する必要がある。これらについては、死亡野鳥の取り扱い方法を含め、日頃から講習会を開催するなどして普及に努めておくことが望ましい。

また、発生状況や対策の実施状況、次項で述べる調査の実施状況、結果等についても、正確に情報提供する必要がある。

〈一般の方への情報発信の例〉

野鳥との接し方について

- 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの県や市町村役場にご連絡ください。
- 死亡した野鳥など野生動物の死亡個体を片付ける際には、素手で直接触らず、使い捨て手袋等を使用してください。
- 日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。
- 野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。
- 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、ヒトに感染しないと考えられています。正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします

Ⅱ. 3. 3. 異常の監視の強化

県(国指定鳥獣保護区の場合は東北地方環境事務所)は、管内の野鳥監視重点区域において、野鳥の異常の監視を強化し、巡視及び聞き取りを行い、死亡個体や衰弱個体の早期発見・回収・処理に努める(p. 48参照)。発生地周辺での鳥類、特に検査優先種の生息状況等を把握することで、重点的に監視すべき地点を把握等し、野鳥の監視を強化する。死亡個体等を発見した場合は死亡野鳥等調査を実施する(次項Ⅱ. 3. 4. 参照)。海外では野生のイタチ科動物やイエネコ等の感染例や死亡例が報告されていることもあり、哺乳類についても、異常がないか監視する。

発生地周辺の野鳥の生息状況について、日常的に把握していなかった場合や通常と異なる状況の場合には、速やかに概数調査等の渡り鳥飛来状況・鳥類相調査等を実施し、どのような鳥種が生息しているかなどを確認する(p. 46Ⅲ. 2. 1. 参照)。

死亡個体の回収と処分ーウイルスの封じ込め

- 高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されたら、その対応の基本はウイルスの封じ込めである。すなわち、感染して死亡したと疑われる個体を回収、密封して処分し、接触のあった場所や機材を消毒する。
- 死亡が続発するなどの理由で簡易検査を実施しない場合でも、感染の疑いのある死亡個体は可能な限り回収して確実に処分する必要がある。その際、作業者が感染したり、ウイルスを他へ拡散させたりしないよう、十分に注意する。
- 感染の疑いがある死亡個体の場合は、回収する時点から封じ込めを意識し、ウイルスを拡散させないように、ビニール袋に密封し、袋の上から消毒薬を散布するなどの作業を丁寧に行う必要がある(p. 57死亡野鳥等の回収参照)。
- 死亡個体の処分は焼却を基本とする。確実に最後まで焼却するようにし、焼却までの間に包装が破損して露出しないよう十分注意する。やむを得ない場合には、十分に注意して埋却する(p. 61死亡個体の保管と廃棄参照)。

◆ 注意事項

発生地周辺で調査を実施するに当たっては、調査員がウイルスを運んで感染を拡大させることがないように、発生地(野鳥の場合は死亡個体等回収地点から半径5m程度)を出入りする場合には靴及び車両(タイヤ)を消毒する。家きん及び飼養鳥での発生の場合は、発生地周辺の調査では家畜保健衛生所等の指示に従い、必要に応じて消毒ポイントで車両消毒を行う等、感染を拡大しないように留意し、発生農場や発生飼養施設には原則入らないこととする。

II. 3. 4. 死亡野鳥等調査

野鳥監視重点区域での死亡野鳥等調査（調査方法はp. 51参照）は対象種を拡大し、検査優先種1、2については死亡個体等1羽から、検査優先種3及びその他の種は同一場所で3羽以上の死亡個体等が発見された場合に簡易検査を実施する。また、感染確認鳥類の近くで死亡していた、発生地周辺で死亡していた、近隣国で同種の感染が多数確認されていて飛来の可能性があるなど、感染が疑われる状況があった場合には、種や個体数にかかわらず簡易検査を実施する（p. 7表I-2 及びp. 8表I-3参照）。

高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染を確認した地域では、簡易検査の実施において、使い捨て感染防護服（PPE）の着用や、死亡個体への直接接触の防止、消毒等の作業ができる場所の確保等の準備・注意が必要である。

継続発生時の検査

同一地域で発生が続発している場合は、未発地域での検査を優先し、検査の効率化を図る目的から、また簡易検査陽性率が高い場合等には検査の意義・有用性も考慮し、検査機関や地域の実情を踏まえ、個別に環境省が調整を行った上で対処する。例えば、原則として最初の10羽の確定以降は、続発している種については回収した5個体のうち1個体を検査する。あるいは、簡易検査の陽性率が100%に近い場合等には、状況に応じてさらに効率的な検査方法を検討する。ただし、当該地域で確定陽性のない種の死亡個体は検査することとする。また、検査は実施しなくても当該地域での死亡個体の回収は徹底する。

II. 3. 5. 緊急調査の実施

高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が確認された場合、環境省によって設定された野鳥監視重点区域において緊急調査を実施する（調査方法はp. 89参照）。緊急調査は、野鳥監視重点区域内における野鳥でのウイルスの感染範囲の状況把握、感染源の推定やさらなる感染拡大を防止するための基礎情報を得ることを目的とする。家きんを除く防疫措置が必要な飼養鳥の発生時等や、環境省が必要と判断した場合を除き、原則として県が実施し、環境省に調査結果を報告する。なお、県から助言・支援の要請があった場合など環境省が必要と判断した際には、環境省が専門家チームを派遣することとする。

II. 3. 6. 関係機関との連携、啓発

◆ 消毒等への協力

家畜伝染病予防法第10条に基づく感染死亡個体等の回収場所の消毒や通行制限・遮断について、家畜衛生部局に協力するなど適切に対応する。

◆ 狩猟者等への情報提供

一般的に鳥インフルエンザウイルスは濃厚接触により鳥類から人へ感染する可能性があることから、狩猟者等に対し、シーズン前およびシーズン中に、必要に応じて、発生日点で

の狩猟の自粛も含めた注意喚起を文書やホームページ等で実施する。

◆ 家きん発生時の野生鳥獣への二次感染防止

平成16年（2004年）の野生のハシブトガラスへの感染は、家きんでの発生農場における廃棄物等の不適切な処理による野鳥への二次感染である可能性が指摘された。また、家きんの発生との関連性は不明であるが、平成28年度（2016年度）にも発生農場内でハシボソガラスの死亡個体が回収された。家きんで高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、高病原性鳥インフルエンザウイルスに汚染された廃棄物等の適切な処理について、家畜衛生担当部局等とともに連携することが必要である。

II. 3. 7. 人の健康管理

作業者の感染防止

死亡個体等の回収や検査、処分等の作業者がウイルスに感染しないように、手袋やマスクの着用、消毒しやすい服装、長靴等を着用して頻繁に消毒するなど、感染防御に注意を払う。高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染確認以降の野鳥監視重点区域での死亡個体の回収や衰弱個体の捕獲では、使い捨ての感染防護服（PPE）、手袋、マスク、ゴーグル等を着用することが望ましい。

感染症法に基づく届出

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）第13条第1項に基づき、H5N1亜型又はH7N9亜型インフルエンザウイルスに感染している鳥類を診断した獣医師は保健所に届け出る必要がある（参考4）。本サーベイランスでは遺伝子検査又はウイルス分離検査でH5N1亜型又はH7N9亜型のウイルスに感染していることが確定した段階で届け出ることになる。なお、自治体において簡易検査を実施し、その後、検査機関で実施するウイルス分離検査で感染が確定された場合においても、基本的に、検査機関ではなく、検査を依頼した自治体から保健所へ届け出ること*。

*：感染症法第13条第2項では、獣医師の診断を受けない場合においては、動物の所有者が、当該動物が鳥インフルエンザ（H5N1又はH7N9）にかかり、又はかかっている疑いがあると認めたときは、保健所に届け出なくてはならないとされている。このため、単に依頼を受けてウイルス分離検査等を実施したのみの検査機関は、動物の所有者に相当すると考え難いことから、このような場合には、基本的に、依頼した自治体側から届け出ることが適当と考えられる。

なお、人の鳥インフルエンザウイルス感染が診断された場合には、感染症法第12条第1項に基づき医師による届出が必要である。

接触者への調査等

高病原性鳥インフルエンザウイルスが人に感染する可能性は低いものの、海外においてはヒトに感染した事例が確認されている。このため、鳥インフルエンザウイルスが確認された場合、

接触者の健康に異常がないか、都道府県等の保健所を含む保健衛生部局が疫学調査を行うこととされている。感染鳥類又は、その排泄物等と直接接触したすべての者が対象となる。また、感染鳥類等との直接の接触はないが、発生場所の周辺地域に居住等をしている者も対象となることがある。疫学調査の結果、感染鳥類等と直接接触した者は、保健衛生部局により、最終接触後10日間程度の健康観察を要請される。

関係者は、ウイルスが同定される前であっても、これら保健衛生部局が実施する疫学調査に対して可能な限り積極的に協力する。発生地点周辺の保護収容施設等においても、接触している可能性があると考えられるため、これらの接触者のリスト作成や調査に協力する。また、死亡個体等回収の10日以内に回収地点に立ち入ったり、同様の野鳥等に接触したりした者がいなかったかなどの情報収集も必要である。

**参考4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第13条第1項
(第5項において準用する場合も含む)に基づく獣医師の届出基準
(平成26年7月16日改定) (抜粋)**

第9 鳥インフルエンザ(H5N1又はH7N9)

- 1 定義
A/H5N1又はA/H7N9型インフルエンザウイルスによる感染症である。
- 2 対象となる動物
鳥類に属する動物
- 3 動物における臨床的特徴
鳥インフルエンザ(H5N1)は一般に、感染した鶏、七面鳥、うずら等では全身症状を呈して大量に死亡する。その他の鳥類では種類により無症状又は軽い呼吸器症状から全身症状まで、様々な症状が認められる。
鳥インフルエンザ(H7N9)は、これまでのところ、感染した鳥類に対して低病原性であり、ほとんど、あるいは全く臨床症状を引き起こすことはない。

4 届出基準

- (1) 獣医師は、次の表の左欄に掲げる検査方法により、鳥類に属する動物又はその死体について鳥インフルエンザ(H5N1又はH7N9)の病原体診断をした場合には、法第13条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による届出を行わなければならない。この場合において、検査材料は、同表の右欄に掲げるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
PCR法による病原体の遺伝子の検出	総排泄腔拭い液、口腔拭い液、血液
ウイルス分離による病原体の検出	又は臓器

- (2) 獣医師は、臨床的特徴、若しくは疫学的状況から鳥類に属する動物又はその死体が鳥インフルエンザ(H5N1又はH7N9)にかかっている疑いがあると診断し、又はかかっていた疑いがあると検案した場合は、(1)にかかわらず、病原体診断を待たず法第13条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による届出を行わなければならない。

II. 4. 集団渡来地等で発生した場合の対応

2005年5～6月に中国の青海湖ではH5N1亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染によって、インドガンを中心に6,000羽以上の水鳥類が死亡した。2021年5～6月にも中国でH5N8亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染によりハジロカイツブリ数千羽の死亡が報告されている。集団渡来地に高病原性鳥インフルエンザウイルスが侵入した場合、個体の感受性、ウイルス特性、環境条件等、その他様々な要因により、このような大量死が発生する可能性がないとは言えない。万一、そのような事態が発生しても対応できるように、各地域で準備しておく必要がある。

集団渡来地等において高病原性鳥インフルエンザが発生し、大量死等のおそれがある場合の対応の基本的な考え方は、周辺地域へのウイルス拡散防止と群れの中での感染拡大防止である。

II. 4. 1. 地域へのウイルス拡散防止

感染個体が群れを離れて飛散すると、ウイルスの分布も広がることになり、他の個体や他の野鳥への感染の可能性も高くなる。集団渡来地等で感染が確認された場合には、他の個体等への影響を考慮し感染個体の拡散は防がなければならない。

- 元気な野生個体の捕獲（捕殺も含む）は群れの拡散を起し、感染個体が飛散する可能性があるため実施しない方がよい。
- 給餌に強く依存している個体群の一部が感染した場合には、給餌を突然止めると餌を求めて、感染の可能性のある個体を含む群れが拡散してしまう可能性があるため、給餌を継続する必要がある。なお、観光目的等の一般の人による餌付けは、糞を踏む等して汚染された靴底等を介してウイルスを広げる可能性があることなどから、中止が望ましい（餌付けや給餌の見直しについてはp. 19参照）。

II. 4. 2. 群れの中での感染拡大防止

群れの中で感染個体が出た場合、感染の拡大を防止するためには、感染した個体を早く発見し、群れから取り除くことが重要である。従って、群れの観察を強化し、衰弱個体や死亡個体の早期発見に努め、そうした個体は収容又は回収し、その場所を消毒する。消毒を大規模に実施する際は、鳥や環境への影響を慎重に検討してから実施する。

また、鳥の密度が高いほど、急速に感染が拡大する。従って、可能であれば、群れが拡散しないようにしつつ、群れの密度を下げる方法を検討する。例えば希少鳥獣への給餌等を実施している場合はその面積範囲を一時的に拡大するなどの方法が考えられる。

なお、集団渡来地等において、希少種等の個体群の集中化・高密度化が認められる場合は、高病原性鳥インフルエンザ及びその他の感染症による大量死等によって、当該種の安定的な存続に影響が及ぶ可能性もあることから、長期的には当該個体群の分散化等も検討する必要がある。

II. 4. 3. 衰弱個体の取り扱い

◆ 捕獲について

衰弱個体が発見された場合は、放置せずに可能な限り捕獲を検討する。捕獲の際には飛翔して逃げるとウイルス拡散につながる可能性があるため、また、捕獲時に個体が暴れると羽等に付着したウイルスをまき散らしたり、それを捕獲者が吸い込んだりする可能性があるため、確実に捕獲できる状況を見極め、完全に動けなくなるまで待つなど、捕獲のタイミングに注意する（無理な捕獲は行わない）。作業者は防護服、手袋、マスク、長靴、必要に応じてゴーグルの着用等により感染防止に注意する。

衰弱個体を捕獲した場合は、可能な限り簡易検査を実施した上で、簡易検査陰性でも感染している可能性があることを念頭に置きつつ、捕獲された現場周辺の発生状況、収容施設の確保状況、獣医師等の意見を踏まえ、収容の実施、又は、できる限り苦痛を与えない方法での殺処分を検討する。

捕獲後に死亡、または殺処分した死亡個体は、野外に放置せず、適切に処分する。

◆ 収容について

収容は、当該個体が高病原性鳥インフルエンザに感染している可能性及び養鶏場の立地等の周辺状況も考慮して、他個体や人への感染防止、ウイルス拡散防止が可能な施設において行う。なお、施設を仮設する場合は、上記の要件を満たすよう十分に留意す（p. 39 隔離飼養について 参照）。また、収容施設は、捕獲現場又は捕獲現場近くに設置することが望ましいが、捕獲現場から輸送する場合は、輸送中にウイルスを拡散させないように、輸送方法にも配慮する。

◆ 収容後の対応について

捕獲時に簡易検査を未実施の場合は、収容後に実施する。

また、収容の目的に応じて、当該個体の症状や状態に関する獣医師等の意見、収容施設の収容能力等により、ウイルス拡散防止に配慮した飼養の継続、又は苦痛を与えない方法での殺処分の判断を適宜行う。

◆ 飼養ケージについて

野外での飼養のために設置するケージは、対象個体よりやや大き目（中であまり動けない程度の大きさ）で、消毒しやすいものとする。仮設しても良いが、輸送箱など既存のもの利用も検討する。野生の鳥の生息地あるいは既に収容されている傷病個体との接触がないよう設置場所を考慮する。フェンス等で囲み、部外者が立ち入らないようにする。敷地の出入り口は1カ所とし、踏込消毒槽（p. 61 図Ⅲ-3 参照）を設置し、消毒薬は適宜交換する。感染が疑われる個体専用の飼育ケージを設置することが望ましいが、既設のケージに収容する場合は、次項の保護収容施設等での対応参照。

◆ 飼養作業について

飼養に当たっては、専用の作業着、手袋、N95マスク（p. 56 参考6 参照）、長靴、必要に

応じてゴーグル等を装着する。作業後は手を消毒する。感染していない傷病個体等も飼養している場合は、そちらの世話を先に行い、感染の疑いのある個体を後にするなど、感染を広げないように作業動線に十分に注意する。

II. 5. 保護収容施設等（鳥獣保護センター等）での対応

野鳥の救護に関しては、県は基本指針に則り、保護収容施設（鳥獣保護センター等）や契約獣医師等、担当機関（以下「保護収容施設等」という。）を設置して、一般市民等からの通報を受けて救護された野生鳥獣を収容している。

高病原性鳥インフルエンザは国内で平成16年（2004年）から断続的に発生しており、国民の間に野鳥の感染による家きんや人への感染の不安がある。野鳥の死亡個体や衰弱個体の通報窓口、回収・検査体制は平常時から県で定め、広く市町村に広報しておく必要がある。保護収容施設等が担当ではなくても、高病原性鳥インフルエンザの発生時には、野鳥の死亡個体や傷病個体等発見の通報や持ち込みが増加する可能性も考えられる。

これらの野鳥の死亡個体や傷病個体は、ウイルスの国内持ち込みや家きん等からの感染拡大の早期発見につながる重要な情報源となるものである。しかし保護収容施設内での感染拡大や施設外へのウイルス拡散は防止しなければならない。

保護収容施設等での死亡個体や傷病個体に対する対応は基本的に表 I-2（p. 7）を参考に死亡野鳥等調査に準じて実施する。死亡個体や傷病個体の回収を行う上での注意事項は死亡野鳥等調査（調査編 p. 56参照）に準じる。なお、家きんを除く飼養鳥に関しては、別途、環境省（総務課動物愛護管理室）が定める「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」により対応するものとする。

II. 5. 1. 通常時の防疫体制について

- ◆ 保護収容施設等では平常時から感染症対策の観点から、傷病個体の受け入れに対して次の点を徹底しておく。
 - 新たに受け入れた個体はすでに収容されている個体とは分けて収容する。
 - 新たに受け入れた個体の取り扱いに当たっては専用の長靴や手袋、マスクを着用する。
 - 異なる症例を扱う場合は、その都度手を洗い消毒する、または手袋を交換する。
 - 受け入れ日時、鳥の種類と状態、対応、対応者（接触のあった人）、個体の収容場所・移動等について記録する。

- ◆ 動物飼養区域とそれ以外の区域を分ける。飼養区域への出入りに際しては飼養施設毎に専用の長靴に履き替え、踏込消毒槽を設け、出入りのたびに消毒する。消毒液は最低1日1回交換する。飼養作業には手袋を着用するが、消毒液も常備し、必要に応じて手の消毒も実施する。

- ◆ 動物飼養区域への飼養担当者や治療者以外の出入りは、施設の維持管理等に必要最低限の範囲とする。その場合も施設毎に専用の長靴に履き替え、踏込消毒槽で出入りのたびに消毒する。
- ◆ 屋外ケージは防鳥ネットを張る、金網の穴をふさぐなど、野鳥や小型哺乳類等の野生動物との接触を避けるようにするほか、昆虫等との接触にも注意を払う。屋内での飼養についても、小型哺乳類、昆虫などの野生動物の侵入がないように注意する。
- ◆ 飼養担当者は日常的に鳥獣の症状や行動、状態を良く観察し、記録する。

II. 5. 2. 近隣での発生時の収容鳥類等への対応

- ◆ 保護収容施設等から半径10k m以内で野鳥、家きん及び飼養鳥で高病原性鳥インフルエンザの発生があった場合（野鳥監視重点区域に含まれた場合）には、感染防止の観点から以下の措置をとる。
 - 収容鳥類等の症状や状態に異常がないか、注意して観察する。
 - 施設の出入り時の消毒を徹底する。
 - 飼養施設に外部から野生動物等が出入りできる部分がないか再点検し、可能な限りふさぐ。
 - 発生地と施設を共通して出入りしている関係者がいないか確認する。
 - 傷病個体の新規受け入れの一時停止を検討する。
- ◆ 施設周囲のウイルス量が多いと考えられる時（家きんで多数発生し、それらの死亡個体や排泄物と野鳥・野生動物との接触が多い場合及び野鳥でのウイルス検出率が高い場合等）や、収容鳥類が感染個体と接触した可能性がある場合には、状況に応じて収容鳥類についても簡易検査、遺伝子検査等を実施する。
- ◆ 施設周囲のウイルスの量が多いと考えられる場合には、施設周囲に消石灰を撒くなどの消毒措置等を考慮する。
- ◆ 哺乳類等、その他の収容動物についても、感染野鳥と濃厚な接触があったなど、特別に感染を疑う事情がある場合には、簡易検査の実施を検討する。

II. 5. 3. 傷病個体の受け入れについて

- ◆ 通常時における一般市民等からの傷病個体の受け入れに関して、原因不明の衰弱等で、表 I-2 (p. 7) の死亡野鳥等調査の条件（対応レベル1）に該当する場合には、簡易検査を実施する。また、保護収容施設等の獣医師が高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染

の疑いがあると判断した場合には、表 I-2 の条件に該当しなくても死亡野鳥等調査を実施してもよい。

- ◆ 開業獣医師等、他の施設等で簡易検査を実施して陽性の結果が出た個体については、検査優先種に該当しなくても、死亡野鳥等調査と同様に試料（スワブ）を検査機関に送付して遺伝子検査等を実施する。
- ◆ 高病原性鳥インフルエンザの発生地周辺、あるいは全国で多発している状況下で、下記の「感染が疑われる個体の取り扱い」が十分に対応できないと判断される場合には、傷病個体の新規受け入れの一時停止を検討する。
- ◆ 高病原性鳥インフルエンザの発生地周辺での、衰弱した鳥獣の持ち込みによる受け入れの場合は、施設周囲にウイルスが存在していることも念頭に置き、受け入れ個体の回収時の状況の聞き取り及び症状・全身状態の観察を注意して実施する。後に感染が判明した場合に備え、受け入れ以降の対応や個体の移動等についても記録する。
- ◆ 衰弱した野鳥を野外から回収・保護する場合には、野鳥の診断や取り扱いになれた獣医師に同行を依頼することが望ましい。回収個体が高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染している場合には、回収によりウイルスを拡散する可能性があることを自覚し、その防御に努めるとともに、防護服、手袋、マスク、長靴の着用等により作業員への感染防止に注意する。また、高病原性鳥インフルエンザウイルスは羽軸でも増殖し、羽にウイルスが附着している可能性があることにも留意する。
- ◆ 野生下で感染個体が多数確認され、それらが次々と持ち込まれる状況では、検査を実施せずに新規受け入れ個体の速やかな殺処分、消毒等、死亡野鳥等調査に準じた死亡個体の処理を実施することも検討する。

II. 5. 4. 感染が疑われる個体の取り扱い

- ◆ 簡易検査陽性の個体は、遺伝子検査（未確定の場合はウイルス分離検査、以下同様）結果が出るまでは感染が疑われる個体となる。また、全国の対応レベルが2以上の時には、簡易検査陰性で遺伝子検査の結果が出るまでの個体も感染が疑われる個体として扱うのが望ましい。
- ◆ 保護収容施設等に収容した感染が疑われる個体は、原則として、他施設へ移動しない。遺伝子検査やウイルス分離検査の実施には、個体ではなく試料（スワブ）を輸送する（調査編 p.65 III. 3. 3. (6) 参照）。
- ◆ 遺伝子検査の結果が出るまでは、他の動物とは別の部屋／飼養施設に感染が疑われる個体専用のケージを設置し、そこで飼養する（隔離飼養）。

- ◆ 他の動物と隔離して飼養する施設や人員の余裕がなく、当該個体の衰弱が重度であれば、できる限り苦痛を与えない方法での殺処分も検討する。なお、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づく国内希少野生動植物種については、その希少性や生息状況等によって個別に対応方法の判断が必要な場合も想定されることから、東北地方環境事務所に相談する。

隔離飼養について

- ◆ 当該隔離施設専用の長靴を用意し、出入り口に踏込消毒槽（p.61図Ⅲ-3参照）を設け、出入りの際に靴を消毒する。踏込消毒槽の消毒薬は適宜交換する。やむを得ず他の動物と同じ部屋／施設で飼養する場合は、網やカーテン等で仕切り、隣の個体との間が最低2m程度離れるようにする。排水や飼養担当者によるウイルス拡散を起こさないように十分に注意する。
- ◆ 隔離飼養ケージは消毒しやすいものを用いる。他の野鳥や小型哺乳類等との接触によりウイルス拡散を起こさないように注意し、羽や排泄物等の飛散を防ぐためケージの周囲を囲うなどの工夫をする。
- ◆ 隔離飼養施設には飼養担当者あるいは治療を行う獣医師以外は出入りしない。飼養担当者は他の動物の飼養を兼務しないことが望ましいが、兼務する場合は感染が疑われる個体の取り扱いを後にするなど、作業動線に十分に注意する。獣医師が治療に当たる場合も同様である。作業者は感染が疑われる個体専用の作業着、手袋、N95マスク（p.56参考6参照）等を装着し、作業後は手を消毒する。使用後の防護衣等の汚染物品は感染拡大防止のため適切に処分すること。
- ◆ 飼養中に死亡した場合は死亡野鳥等調査に準じて死亡個体の処理をし、飼育器材についても可能なものは焼却する。それ以外の飼養ケージ等は十分な消毒を繰り返し、3週間は使用しない。
- ◆ 飼養して1週間を耐過した衰弱個体は、高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染していたとしても、回復の可能性があり、既にウイルスの排出は減っていると考えられるが、遺伝子検査（未確定の場合はウイルス分離検査）結果が出るまでは隔離飼養を継続する。
- ◆ 感染を拡散させないような飼養作業上の注意については、家畜保健衛生所等の助言を得ることが望ましい。

II. 5. 5. 遺伝子検査陽性個体の取り扱い

- ◆ 遺伝子検査等により高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が確認された場合は、高病原性鳥インフルエンザ発生として、発生地での対応（野鳥監視重点区域）（p. 23 II. 3）を参考に対応する。簡易検査陽性かつ遺伝子検査未確定の場合は、ウイルス分離検査を実施し、そこで陽性となった場合は遺伝子検査陽性と同様の扱いとなる。
- ◆ 高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が確認された個体は、動物福祉の観点及び感染の拡大防止の観点から、原則としてできる限り苦痛を与えない方法で殺処分する。なお、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種については、その希少性や生息状況等によって個別に対応方法の判断が必要な場合も想定されることから、東北地方環境事務所に相談する。
- ◆ 感染確認個体の殺処分に当たっては防護服、専用の長靴、手袋、N95マスク（p. 56参考6参照）、ゴーグルを装着し、作業後は防護具を消毒する。また、手指の消毒やうがいを励行するなど、保健所の指導の下、個人感染防御を徹底する。
- ◆ 保護収容施設等の他の収容鳥類に対しては、発生状況及び飼養の状況によって、感染が疑われる個体として隔離飼養を3週間程度継続、あるいは感染を確認しなくても全羽をできる限り苦痛を与えない方法で殺処分するなどの措置を検討する。